

# 戦後教育改革期の学力問題

—数学教育の場合—

学校教育研究室

藏原清人

Problems on Achievement in the Postwar Educational Reform Period

—In the Field of Mathematics Education—

Kiyohito Kurahara

## Preface

- I. Revision of Curricula and Disruption of Education in the Wartime
- II. Postwar Recovery and Settlement in Education and the Problem of "supplementing education"
- III. Educational condition Immediately after the Defeat in the War and Actual Situation of Education.
- IV. Inauguration of New School System and Curricula

## Notes.

Studies on the Educational Reform in Japan after the Second World War must deal not only with the reformed system and its underlying ideas, but also with the conditions that restricted the reform. In this paper, the author attempts to study the scholastic achievement of pupils in mathematics education at and after the war (i. e. 1942—1949).

In wartime, the curricula of "Chugakko" (Boys' Middle School) and "Koto-jogakko" (Girls' High School) were revised and much leveled up to fulfil the urgent necessities of the war. In reality, however, pupils in these schools were forced to work in factories and farms instead of attending their classes, so that the objectives of the revision were not materialized.

Immediately after the country's defeat in the war, the Government and the Ministry of Education attempted to "supplement" scholastic achievement in the above mentioned schools. However, successful completion of the scheme was marred by the deplorable educational conditions in those days: teachers had little training; school buildings had been destroyed; there were insufficient textbooks. In addition, people had to exert much time and energy in simply acquiring food.

1947 saw the inauguration of a New School System, plus the establishment of various new school curricula. In the following year 1948, these curricula were revised. Finally, the levels of the curricula were equalized with those of Pre—War days.

These are just some of the conditions with which mathematics education in Japan had to contend after the War.

はじめに

- 第一章 戦時下の要目改訂と教育の崩壊
  - 第二章 教育における戦後処理と「学力補充」問題
  - 第三章 敗戦直後の教育条件と教育の実態
  - 第四章 新学制の発足と教科課程
- 注

## はじめに

戦後教育改革期についての研究は、これまで、教育制度や教育理念を中心に行なわれている。特に、憲法・教育基本法に示された新しい教育理念がどのように実現され、あるいは実現されなかったかを明らかにすることに力が注がれていると思われる。しかしながら、教育改革を行なう場合、それを規定する現実的な諸条件に

ついて十分な注意が払われる必要があることは言うまでもないであろう。

戦後の教育改革を規定した条件には、教員、施設、教科書等とともに生徒の学力水準の問題があった。このことについて、これまでの研究においてはあまり注意が払われてこなかったように思われる。たとえば、新制高等学校の教育水準について、教育刷新委員会の建議では「およそ現在の高等専門学校の程度を基準とすること」とされていた。しかし、新制高等学校を新制中学校3か年に続く3か年の学校として構想する限り、実際にはこれよりもはるかに低い水準でしか発足させることはできなかったのである。これは、新制高等学校が旧制中等学校の施設、教員等を受け継いで発足したことに依るところが多かったとしても、同時に新制高等学校に受け入れられた生徒の学力水準に規定されていた側面を見落すこ

とはできない。

本稿は以上のような関心にとって、戦後教育改革期の学力問題を数学教育の場合についてとりあげる。この敗戦直後の学力水準は当然に戦時下の教育の帰結であり、これを明らかにするために、本稿の考察は戦前における数学教育の概観から始めなければならない。なお、考察の中心をいわゆる「中等教育」、具体的には旧制では中学校と高等女学校、新制では中学校と高等学校におく。また、教科課程ないし教育内容の変化を通して教育水準の変化をみることにしたが、教科課程の全体にわたる評価は本稿では行なわないこととした。

結局のところ、戦後の数学教育は戦前と比べ、著しく低い水準から出発しなければならなかった。数学教育に対する要求は、おそかれはやかれ産業の復興に伴って、高まっていくものである。しかし、文部省は戦後初期の方針をおよそ10年もの間踏襲し、その水準を低いままにとどめた。それ故、数学教育の教育水準を引き上げる課題は1950年代の「学力論争」と「技術革新」の下での科学技術の復興が求められる中であらためてとりあげられなければならなかった。この過程については本稿の課題をこえる。ここではこのような点も意識しつつ、戦後における数学教育の出発点を学力問題の面から明らかにすることにとどめざるをえない。

## 第一章 戦時下の要目改訂と教育の崩壊

わが国の中学校における数学教育の全国的統制は1902（明治35）年に確立したといわれている<sup>(1)</sup>。その後、昭和の初期まで教育内容上、大きな変化はみられない。1931（昭和6）年に改訂された中学校教授要目<sup>(2)</sup>は第一学年で整数・小数・分数、正数・負数、一次方程式、幾何図形、第二学年で二次方程式、直線形、円、第三学年は分数方程式、比例、相似形、鋭角三角函数、第四学年は級数、対数など、第五学年は平面及直線、多面体、曲面体、三角函数及其応用などが示されている。

高等女学校においては、「数学ハ算術ヲ授クヘシ又必要ニ応シ代数及幾何ヲ授クルコトヲ得」<sup>(3)</sup>と規定され、法令上、教育内容と授業時数は中学校に比べ、著しく低い水準にとどめられていた。

昭和初期には戦時体制が強化されていく中で、「国民精神作興」や「国体明徴」がいわれるようになった。教育においては、修身、国史などを重視するとともに、反面で数学教育は意義なしとし、時間数も削減する動きもあらわれた<sup>(4)</sup>。しかし、1939（昭和14年）の秋、ノモンハンにおけるソ連軍との会戦において日本軍が徹底的な壊

滅をうけたことが発表されるに至って、数学教育を含む科学教育の振興は焦眉の課題としてとりあげられることとなった<sup>(5)</sup>。1940年には科学動員がはじめられ、翌年3月には科学振興調査会の答申が出される<sup>(6)</sup>など様々な施策がとられている。

このような中で、中学校と高等女学校の教授要目は「中等学校の全般的改正を目前に控えながら、数学、理科だけを切り離してさきに改正することとな」<sup>(7)</sup>り、1942（昭和17）年3月に発表された。

中学校の数学の教授要目<sup>(8)</sup>は従来の昭和6年要目と比べ大きな変化があった。従来5か年で教えられた教材はほぼ第三学年までに終えることになり、新たに統計、近似値、極限、投影図、透視図、球面上ノ図形、円錐曲線、カト運動などが加えられた。また数学教育も「国運発展」に寄与することを目標として、「全般ニ亘リ産業国防ノ観点を立チテ指導」すべきものとされた。この点から数学の応用や計算法、作図などが強調され、指導法などの基準も示された。

高等女学校の数学の教授要目<sup>(9)</sup>は1911年以来はじめて改訂された。そこでは「全般ニ亘リ女子ニ適切ナル指導識ヲ為シ我国女性ノ識見ノ長養ニカムベシ」とされたが、従来のものと比べるならば著しく水準が引き上げられ、特に方程式や製図などに関しては中学校とほとんど同一の内容となった。このように高等女学校において教育内容の水準が引き上げられたことは、戦時下における女子の労働分野の広がりや密接な関連をもっているといえよう<sup>(10)</sup>。

一方、戦争の深刻化は一般の徴兵、徴用の強化や朝鮮人、中国人等の強制労働だけでは足りず、学生、生徒の「集団的勤労作業」や在学徴集延期期間の短縮などがすでになされていた。1943（昭和18）年、中学校、高等女学校は実業学校とともに修業年限が短縮され、中等学校として扱われることとなった。中等学校の目的は、すでに発足していた国民学校と同様に、「皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為ス」<sup>(11)</sup>とされた。また修業年限短縮については「学徒ノ実務ニ従事スル時期ヲ早カラシメ国力ノ増強ヲ図ラントスル国家的要請ニ応ヘンガ為」<sup>(12)</sup>であると説明された。これらに伴い、中学校と高等女学校の教科教授及修練指導要目<sup>(13)</sup>が定められた。数学については昭和17年の教授要目と比べて、一部の教材が削除されたが、大きな変化はみられない。しかし緊迫した事態を反映して、そこには「科学ノ振興ガ皇国ノ使命達成ニ緊要ナル所以ヲ明カニシ科学研究ノ熱意ヲ振起スベシ」<sup>(14)</sup>と強調されたのであった。

このように中学校、高等女学校の数学教育の水準は戦時下において法令上、大幅に引き上げられたが、実際の授業はどのように行なわれたのだろうか。

昭和17年度は教授要目が改訂されたものにもかかわらず「それに準拠した教科書は一つもない。いちおうはそれまで使っていた五種類の検定教科書を生徒にはもたせてあったが、僅かに計算問題練習用に使える程度で全国の数学教師は途方にくれたのであった」<sup>(15)</sup> 1943年になってようやく新教授要目に基く教科書が出されたが、それは「説明はほんの少ししか書かれていない。大部分といふよりも、寧ろ殆んど全部、生徒が自ら考え、自ら実験し、自ら計算し、自ら図表を描くのである……そこには一般的な法則も言明されなければ、一般公式もわざと明示されていないのであり、大切な定義は些細な問題よりも、小さく印刷されてある」<sup>(16)</sup>「教科書は 案外不評であった」それは当時の条件のもとで「資料の教材化、教材の排列などの技術的な点での推敲の足りなかったこと」もあったが、執筆者の一人である塩野直道も認めるように、「最初から『読んでわからぬ教科書』を企図した」<sup>(17)</sup>ためであった<sup>(18)</sup>。

新制の中等学校が発足するころは、戦局はもはや末期的状況を示していた。1943年6月25日、閣議は「学徒戦時動員体制確立要綱」を決定して学徒動員を強化した<sup>(19)</sup>。つづいて、10月12日には、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を閣議決定した<sup>(20)</sup>。これによって義務教育8年制の実施延期、中等学校4年制をくり上げ実施することとしたほか、「教員ノ確保ヲ図ル為」「現役以外ノ軍人及嘗テ軍人又ハ官吏タリシ者其ノ他学識徳望アル者ヲ教育者トシテ採用スルノ方途ヲ講」<sup>(21)</sup>じ、さらに「学徒ノ戦時勤労働員ヲ高度ニ強化シ在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間ニ於テ之ヲ実施ス」ることとした。翌年1月8日には、「動員学徒ヲ勤労働セシムベキ工場事業場ヲ特定シ……其ノ特定部署ニ対シ通年恒常循環的ニ学徒ヲ動員」することとし、学校を基本としてその学校教職員の指導を中心に実施することとし<sup>(22)</sup>、これに伴う「教育内容ノ戦時措置」もとられた<sup>(23)</sup>。

この頃になると「労働力はとことん涸渇し、その充足はもっぱら女子挺身隊と学徒動員にもとめられ」<sup>(24)</sup>た。2月25日に閣議決定をみた「決戦非常措置要綱」では、第一に学徒動員体制の徹底を掲げ、「原則トシテ中等学校程度以上ノ学生生徒ハ総ベテ今後一箇年常時コレヲ勤労働ソノ他非常任務ニモ出勤セシメ」「学校校舍ハ必要ニ応ジコレヲ軍需工場」その他に転用することとしている<sup>(25)</sup>。これに基づいて中等学校の教育内容が措置された。通年動員の場合、授業はわずかに「勤務時間中一週六時間ヲ原

則」とされたが、その中で男子については教練とともに理数科、実業科(ただし実業学校のみ)が重視されていることは注目される。女子についても理数科は家政科、救護などに次いで重視されるべき教科の一つとされた<sup>(26)</sup>。文部省は、4月に特に訓令を発して、このような学徒動員は「我カ教学精神ノ決戦下ニ於ケル具体的顕現ニ他ナラス」<sup>(27)</sup>と位置づけたが、現実には「学徒勤労働員ハ大東亜戦争現段階ニ対シシ刻下緊要ナル生産増強ヲ分担スルモノニシテ之ガ運営ノ適否ハ本年度所期生産必遂ヲ左右スルモノ」<sup>(28)</sup>なのであった。

動員は7月にはさらに「徹底強化」され、国民学校高等科児童及中等学校低学年生徒などにも拡大され、「一週六時間ヲ原則トスル」「勤務時間中ニ於ケル特別ノ教育訓練時間」さえ「停止シ得シムルコト」とし、勤務時間は延長され、男女とも深夜勤務が実施された<sup>(29)</sup>。教科の成績さえ「之ヲ評定セザルコトヲ得ルコト」とされたのである<sup>(30)</sup>。8月23日、勅令をもって「学徒勤労働令」(昭和19年勅令第518号)が公布されたが、これはすでに行なわれていた事態を法制化したものであった。国民学校初等科児童までも「勤労働協力」を強制され<sup>(31)</sup>、学童疎開も進められていた。

このような校舎と教員と生徒は、いかに生産増大に動員できるか、という観点からのみとらえられていたが、師弟関係も例外ではなかった。学校、学級を単位とし、校長、教員を隊長とする「学校報国隊」が組織され、それによって「勤労働員」が行なわれた<sup>(32)</sup>。12月1日には「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱」が閣議決定された。これは「今や技術の上からも能力の上からも事実上軍需工場の中核体としての重要な地位を占めてある」<sup>(33)</sup>と評価される「中等学校の生徒が来年三月卒業することによって勤労働状態にいさゝかでも混乱が起つては重大であり、個別に就職させるよりも「学徒たる衿持の下にその修学技能を活用し、独自の組織力で勤労働するのが今日の学徒勤労働の成果といたしてゐる」ので、卒業後、1か年の実務科、専攻科等に進学させるというものである。このような状況のもとでは文部省としても「学徒の学力が勤労働のため幾分低下してゐることも隠れもない事実である」と認めざるを得ない事態に至っていたのであった<sup>(34)</sup>。

戦争のために水準を引き上げられた数学教育は戦争のために水準を引き下げられ、戦争のために短縮された修業年限は戦争のために延長させられた。1945年1月からは国民学校、中等学校で「特別科学教育」が実施されたが<sup>(35)</sup>、当面する戦時の要求に応えるものとはなり得なかったし、まして我国の科学教育、数学教育の破綻を救

うことはできなかった。

1945（昭和20）年3月18日、本土への空襲が本格化され、校舎の被災も多くなってきた中で、閣議は「決戦教育措置要綱」を決定した。それは「全学徒ヲ……直接決戦＝緊要ナル業務＝総動員ス……右目的達成ノ為国民学校初等科ヲ除キ学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ之ヲ停止ス」<sup>(36)</sup>るものであり、ここに「学校」は教育組織として全く解体された<sup>(37)</sup>。5月22日に公布された「戦時教育令」（昭和20年勅令第320号）はこれを法的に確認したものであった。こうして、わが国の数学教育は、わが国の支配層の手による教育の崩壊とともに崩壊させられた。この結果がどのようなものとしてあらわれるか、それはわが国の教育をこのような状態に追い込んだ無謀な戦争の終結、すなわち敗戦をともに明らかにされるのである。

## 第二章 教育における戦後処理と「学力補充」問題

1945年8月、わが国はポツダム宣言を受諾し、連合国に無条件降伏をした。敗戦直後政府・文部省が教育に関してとり得た措置はきわめて限定されたものであり、ポツダム宣言に照らしてまったく不十分なものであった。すなわち、学徒動員の解除、学校工場の廃止と授業再開、軍事教育等の廃止、軍事関連学校・学科等の廃止と改組、校舎等の戦災復旧と整備、食糧増産、保健・衛生、教材の取扱いの注意、生徒の転入学等の扱い、学童疎開の復帰、戦災孤児問題、文部省等機構の一部改組などである。

9月15日に発表された「新日本建設ノ教育方針」<sup>(4)</sup>には、この時期の文部省の施策が集約的に示されている。これは「従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」とのべながらも、「新教育ノ方針」では第一に「益々国体ノ護持ニ努ムル」事をあげている。ここで注目したいことは「学徒ニ対スル措置」において「勤労働員、軍動員ニヨル学力不足」を認め、それを「補フ為メ適当ナル時期ニ特別教育ヲ施ス方針デアル」ことを明らかにしたこと、「科学教育」の項で「科学教育ノ振興ヲ期スルコトハ勿論デアルガ然シソノ期スル所ノ科学ハ単ナル功利的打算ヨリ出ヅルモノデナク悠遠ノ真理探求ニ根ザス純正ナ科学的思考力ヤ科学常識ヲ基盤トスルモノタラシメントシテキル」としていることなどである。

科学教育の振興等についてはすでに8月18日前田文相が、就任直後の記者会見で表明しており<sup>(2)</sup>、9月5日には、技術院が廃止されたのに伴い文部省の科学局を科学教育局に改組して大幅に拡充する<sup>(3)</sup>など、いち早く着手されている。これは当時、科学技術のたちおくれを敗戦の原因とする見解が強かった<sup>(4)</sup>だけでなく、戦災からの復興とわが国の将来の「平和的」発展にとって科学技術が必要欠くべからざるものとの認識があったのであろう。「学力の補充」を含む科学技術教育の重視はこの時期のほとんど唯一の“積極的施策”であった。

10月1日、「今後ノ実業教育ノ運営ヲ考究具現」するために実業学校指定校を設け、同種学校間の整理統合を含め効率化を図るとともに、指導員の派遣、設備費の助成を決めた<sup>(5)</sup>。次いで10月8日には、昭和19年度に男子中等商業学校より転換した諸学校について非軍事化、または「復元」等の措置を示した<sup>(6)</sup>。これらの通牒は、同時に戦後の実業学校の教育水準をふまえてのものであったということができると思われる。すなわち10月8日付通牒は「工業学校ニ転換セル学校ノ最高学年ニ在学スル生徒ニ付テハ学徒通年動員ノ関係ニ依リ工業的教養極メテ低調ナル」ことを認め、「工業学校生徒トシテ卒業ヲ希望スル者ニ対シテハ昭和二十一年三月卒業ニ至ル迄工業ニ関スル学力補充ニ十分意ヲ用ヒルト共ニ昭和二十一年度ニ於テ修業年限一年ノ特別専攻科……ヲ設ケ学力補充ニ万全ヲ期スル」ことを指示したのである<sup>(7)</sup>。

しかしながらこのような事態は、中学校、高等女学校についても同様であった。10月14日には勤労働員を解除された「学徒ニ対スル学力ノ補充ハ緊急実施ヲ要スルモノ有之就中最高学年生徒ニ対シテハ速カニ適切ナル措置ヲ講ズルノ要アル」として、「最モ能率的ニ教育的効果ヲ挙グル様」指示した。これには中学校は理数科、高等女学校は理数科、家政科を重点として時間を増加することとし、年度末までの期間の教科課程表までを付している。また第3学年についてもこれに準じることとした<sup>(8)</sup>。

以上の措置は、この間にとられた他の措置とともに11月28日、「終戦ニ伴フ中等学校措置ニ関スル件」として改めて総括的に示された<sup>(9)</sup>。ここでは新たに戦災学校の整備に関連して「学校統合ヲ積極的ニ指導斡旋スルコト」、昭和21年入学に関して男子実業学校においては「定員ノ増加ハ積極的ニ之ヲ認ムルコト」とし、女子中等学校においては「一般婦人ノ教養ノ向上ヲ計ル観点ヨリ施設、教員組織ノ許ス限り入学定員ノ増加ヲナン差支ナキコト」としたことなどとともに、実業学校の学力補充について実業科、家政科（女子実業学校に限る）、理数科

及国民科国語に重点をおくべきことを指示し、「中等学校修業年限延長トハ別個ノ問題」としながらも学力の「補充教育ヲナスモ尚学力ノ低下甚シク而モ生徒ノ希望アル場合ハ現ニ在学スル最高学年ニ限り臨時ニ専攻科、実務科ノ課程ヲ附設シ学力補充ヲ為シ差支ナキト」とした<sup>(10)</sup>。

学力補充のための教育について当時、それを十分に実施し、成果をあげる条件がなかったとしても<sup>(11)</sup>、文部省が補充教育の必要を認め、そのための指示を行なわなければならなかったこと自体が戦時下における教育の破壊の結果を示すものとして、正当に評価されるべきであろう。11月28日付「昭和二十一年度高等専門学校入学者選抜ニ関スル件」によって「考査ハ明年四月ヨリ五月上旬迄ノ間ニ施行スルコト」などが通牒されたが、この理由としては「中等学校生徒ノ勤労働員実施ノ実状並ニ…更ニ明年三月迄中等学校ニ於テ予定ノ教育ヲ行ハシムル為」であるとされており<sup>(12)</sup>、こうしたことにも当時の文部省の認識がうかがわれる。

しかしながら、問題は一層深刻であった。翌1946（昭和21）年2月23日には、中等学校の修業年限を4か年から5か年とし、同じく高等学校は2か年から3か年にするを中心として修業年限延長が実施されることになった<sup>(13)</sup>。文部大臣の安倍能成はこれについて2月25日に次のように説明した。「これは戦争中国家の要請する勤労、兵役その他によって、中等学校殊にその上級生及び高等学校の生徒の授業の大不足従って学力の大低下は、将来学制の改革について根本的に考ふるとは別に、先づこれを補填することが焦眉の急務なるを感じ、来年度入学生よりも現在在学生徒に於いて殊にその必要を認めて、即時戦前復旧を断行した次第であります。さうしてこれは中等学校生や高等学校生のまじめな要望を満すものでもありました<sup>(14)</sup>」

それゆえ「修業年限延長ニ依リ新ニ編成セラルベキ学年ノ……各科目ノ毎週授業時数及教授内容ハ学徒動員ニ依リ低下セル学力ノ補充ヲ主眼トシ……学校長ヲシテ適宜決定」することとされた<sup>(15)</sup>。また教科書は2月、「最高学年ニ就テハ……使用セザルヲ得ルコトトシ」ていたが<sup>(16)</sup>、4月になって「中等学校第五学年用教科書ニ関シテハ戦時平常授業ノ実施困難ナリシ実情ニ鑑ミ従来ノ学習程度ヲ勘案シ新タニ第五学年用教科書ノ編纂セザルコトトシ本要領（昭和二十一年度使用教科書ノ発行供給計画要領——引用者注）ニ依リ発行供給用書ニ付各学校ニ於テ適宜使用セシムルモノ」とした<sup>(17)</sup>のであった。

以上のように修業年限延長という措置は単に戦時体制を解除して戦前に復旧させただけでなく、「学力補充」

の面からも行なわざるを得なかったといわなければならない。たとえば、国民学校初等科修了程度をもって入学資格とする中学校については、昭和20年度の最高学年すなわち第4学年生徒は第一章で明らかにしたように19年度より通年勤労働員され、20年度8月までは授業は行なわれなかった。これだけでも1年半の空白がある。終戦によって、1945（昭和20）年10月より1946年3月まで補充授業を行なうこととされたが、さらにこの修業年限延長によって原則として1か年間の補充授業をうけることになった<sup>(18)</sup>。この場合1年半の「補充」教育をうけることになるが、昭和17、18年度に授業が平常に行なわれていたと仮定しても合計か3年半の授業が行なわれたにすぎず、中等学校令の当初の規定である4か年によく近づくことになる。従って修業年限の延長は、実質的な授業時間数の確保からみるならば最低不可欠の措置であった<sup>(19)</sup>。

### 第三章 敗戦直後の教育条件と教育の実態

前章で明らかにしたような「学力補充」を含む当時の教育課題を実現していく支えとなるべき教育条件は、敗戦直後のこの時期どうであったのか。

まず学校、校舎等の戦災状況は、1945年8月15日現在で296万坪、被害率は13%であり、この内中等学校は598件64万坪、被害率は15%、同じく青年学校は966件、29万余坪、14%に及んでいた<sup>(1)</sup>。昭和21年度における復旧は被災坪数のおよそ1割にも達せず、かなりのちままで長びくことになる<sup>(2)</sup>。しかしながら、これは「一部焼失（破壊）セルモ使用ニ支障ナキモノハ計上セザル<sup>(3)</sup>」ものであり、雨の日に生徒が「カサがほしい」というような教室<sup>(4)</sup>は国民学校（小学校）のみならず、中等学校においても少なくなかったことは明らかであろう。さらに風水害や震災による被害も新たに加わって<sup>(5)</sup>、校舎、施設等はきわめて困難な条件のもとにおかれていた。

中等学校教員の資格については1946年4月1日現在、総数78,331人中無資格者が18,772人で約24%を占めている<sup>(6)</sup>。文部省科学教育局では1945年11月より数学を含む科学教育の実態等の調査に着手していた<sup>(7)</sup>。翌年10月にまとめられた報告書<sup>(8)</sup>によれば「戦時中教官数の不足から暫定的に間に合せて居た為教官の質的低下が考へられるが現状に於ては教官が理科教育に困って居る事は調査者全体の認める処である<sup>(9)</sup>」と同時に「再教育の問題は教官全部の熱烈なる希望でありその方法も単なる講演会程度のものでなく相当期間の実習或は専門家に依る技術的講習会等を望んでいる<sup>(10)</sup>」といわれている。

こうした教職員の水準を引き上げるために文部省科学教育局は早くから各学校、地域に教職員による「科学教育研究会」を設ける方針を決めており<sup>(11)</sup>、1946年に入ると、「現下国民学校、中等学校等ノ科学教育ノ進展ニ対スル最大ノ隘路ハ之等学校教職員ノ研究指導力が甚ダ不十分ナルコトニ存ス」との認識のもとに、現職教育の一環として「科学教育研究室」を設けた<sup>(12)</sup>。これらについて前記報告書では「科学教育研究会或は同好会は数学……等各学科毎に誕生しつつある已に活発に活動を開始して居る処もあるが何処でもその会の指導者となる熱心なる人を希望して居る」<sup>(13)</sup>とのべ、科学教育研究室については、「現在設置の研究室は教官数に比して極めて少数なるためその利用する範囲も亦少」ないと認めている<sup>(14)</sup>状態であった。

この時期の教育活動に一層の困難を加えたのは食糧事情の逼迫と戦後のインフレであった。教員・生徒ともに食糧の入手、増産におわれ、学校農園が作られることとなった。たとえば東京都立第二中学校（現・都立立川高等学校）では1946年5月に生徒・職員に対し第1回食糧事情調査を行なったが、「遅配七日乃至十日のもの五一・七％、弁当を持参できない日が毎週一、二日ぐらゐあるもの三一・六％、同じく週三日ぐらゐあるもの二一％」であり、6月の第2回調査では「弁当持参が全然不可能というもの二三・六％、週二日乃至三日なら可能というもの二八・七％、食生活逼迫のため夏休を七・八両月にしてほしいというもの三八・七％」<sup>(15)</sup>であった。これは東京でも郊外の地域での状況であり、全国的にはさらに深刻な状況もあった。そのため午前中での授業打ち切り、臨時休業、夏休みのくり上げ実施などとともに農作業への協力、国内開拓などが行なわれ、地方への転校も促進された<sup>(16)</sup>。さらに用紙事情の悪化、物資の隠匿などが教科書の作成、学用品、教育用資材、建築資材の入手を困難とし、戦災の復興と教育活動に大きな支障をきたした。

この時期はすでに占領軍総司令部の指令にもとづき、教育においても様々な改革の方向がとられ、教科書の軍国主義的教材等の削除訂正はされたものの、「中学校、高等女学校及実業学校ノ教科課程ハ当分ノ間従前ノ課程ニ準ジ現下ノ情勢、地方ノ実情等ニ即応シ適宜実施」<sup>(17)</sup>するものとされていた。すなわち中等学校においては第一章でふれた昭和18年要目とそれにもとづく教科書が使われていたのである。昭和21年度に発行された中等学校の数学の暫定教科書も従前のものに削除訂正を加えたにすぎなかった<sup>(18)</sup>。

小倉金之助は1946年2月に、次のように書いた。これ

らの要目とそれに基づく教科書を使用するには、教師の教養の向上特に視野の拡大と専門の精通、理科及び数学実験室の整備、生徒の参考書と研究資料の蒐集の三つの前提が必要である。「それを、文部官僚は、何等の準備をも与へることなしに、突然その使用を——太平洋戦争の渦中に於て——命令したのであった。文部当局は、方眼紙が不足し、薬品はなく、参考書も求め難く、本を読む余裕さへもなき大戦の最中に、かやうな教科書によって苦学してこそ、最もよく『合理創造ノ精神ヲ涵養』し得るものと、考えたかもしれないが、それは無謀の挙であった。それは完全なる失敗に終わった。今やわが中学校科学教育は、殆んど手の付けやうもなき破滅状態に陥った。巷間では数学、物象などの『虎の巻』が、そして更に悪質なる受験準備書が、闇相場で横行してゐる…。」<sup>(19)</sup>

前記の『科学教育実態調査報告書』でも次のようにいう。「中等学校に於ては必ずしも良い授業が行はれて居るとは言はれないこれは中等学校は戦時中学徒動員のため授業をやらなかったため非常に授業が遅れて居る。そのため短期間に豊富な内容を教へ様とする結果単なる知識の授受になり易いものと思はれる。中等学校の生徒が、現在一般に知的に遅れて居り、是非知って置かねばならぬ基礎知識は相当豊富にある事は事実であるから今暫くは現状のやり方はやむを得ない」<sup>(20)</sup>また「科学教育関係の授業例へば数学、物象、生物、工作、家事等の学科間の連絡を密にして教育して居る学校はまだ少い様である」<sup>(21)</sup>このほか報告書は、入試の悪影響、教材、参考書等の不足、教科書への教員の要望などにもふれている。

このようにこの時期、重点のひとつとして追求されてきた「学力補充」は、決して成功したとは言い難い。そのための条件もまた、戦災から回復していなかった。いわゆる「学力の低下」は、戦争の後遺症として問題の解決をその後に残したのである<sup>(22)</sup>。

#### 第四章 新学制の発足と教科課程

戦後の歴史的条件のもとで教育についても、非軍事化や戦災復興だけでなく、平和と民主主義の立場から根本的な変革が求められることとなった。すでに1945年の秋から占領軍の指令が相次いで出されているが、12月8日には「男女間に於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ 目途トシテ」『女子教育刷新要綱』が閣議諒解された<sup>(1)</sup>。翌年4月、『米国教育使節団報告書』が発表されることによって学校制度の改革は具体的な日程にのぼることとなった。

この年、新憲法草案が衆議院で成立したのちに活動をはじめた教育刷新委員会は、12月27日、いわゆる6・3制の新学制を建議した<sup>(2)</sup>。

この新学制は昭和22年度より新制の小学校と中学校、昭和23年度より新制高等学校、昭和24年度より新制大学を発足させることとなる<sup>(3)</sup>。これに伴い、教科課程と教科書も一新された。小学校、中学校の教科課程は『学習指導要領一般編（試案）』<sup>(4)</sup>で示された。算数、数学はそれぞれ独立した教科となり小学校と中学校で教えられる内容は『学習指導要領算数数学科編（試案）』<sup>(5)</sup>で明らかにされた。本書では数学教育の社会的目標や「数学教育における人間性の問題」ということが強調された。当然のことながら皇国主義や「国防ノ観点」は一掃されている。同時に「数学教育において、現象を処理していく時に着眼するところは、数的であるか量的であるか、形的であるといえる」とのべるなど、指導の観点や力点など従来ものをひきついでいる点もあった<sup>(6)</sup>。

ここで教材について中学校分（第7学年～第9学年）をみるならば、第7学年は正数・負数、四則計算の基礎となる法則、比例・反比例、量の直接測定、投影図、てこ・滑車など単一機械と仕事、第8学年は文字の用法、一次方程式、座標、量の間接測定、平方数・平方根数、三角比の数表の使用、力・重心の基本的な法則、第9学年は数学の生活における位置を明らかにすることとなっている<sup>(7)</sup>。これらの教材が男女の別なく教えられることになったことは第一に注目すべきことであろう。しかし、学年配当については、一部、国民学校初等科からくり下げられたものがあるほか、昭和17年及び18年の中学校の要目のほぼ第2学年の半ば、高等女学校の第2学年分までに限られている。特に、高等小学校においてさえ扱われた二次方程式が除かれ、単に複利として算術的にとり扱われていることは、明らかに水準の引き下げであった。教科書は文部省著作『中等数学』第一学年用（上・下）、第二学年用、第三学年用（ともに(1)、(2)）が出された。この内容は学習指導要領で示されたものにはほぼ同じであるが、「主食の統計」や「稲作の研究」など社会的素材を扱っていることは注目される。

新制高等学校は昭和23年度より発足する予定であったが、その教科課程は昭和22年度において旧制諸学校の各相当学年に対しても適用されることとなり<sup>(8)</sup>、1947年4月7日、発学156号通牒をもって示された<sup>(9)</sup>。これによると数学は「解析学(一)」「幾何学」「解析学(二)」の3教科であり、各々総時数は175時間とされている。「高等普通教育を主とする高等学校」ではこのうち1科目を選択必修することとされた。「実業教育を主とする高等学校」で

は、工業科、農業科、水産科においては「実習に関係づけて学習する」「関連教科」(必修)として、それぞれ280時間、105又は140時間、114又は211時間が示され商業科、被服科では選択科目とされている。従って、新制高等学校では全ての生徒が共通に学ぶべき数学の教材はないことになる。教科書は文部省著作『数学』解析篇、幾何篇（各(1)、(2)）が発行された。内容は解析篇(1)は一次・二次関数と初等超越関数、同(2)は微分・積分と統計・確率、幾何篇は初等幾何、同(2)は解析幾何である<sup>(10)</sup>。これらを旧制中学校の昭和17年要目と比べると微分とその応用、積分とその応用、座標変換・ベクトル、二次曲面など新教材が加わっている。また、位置づけが大きく変わったたり、削除されたとみることのできる教材もある。しかし、全体としてみる限り、中学校の昭和17年要目の第2学年半ばから第5学年にほぼ相当するといえると思われる<sup>(11)</sup>。同時に教材の扱い方が大きく変化し、実用的・応用的な扱いが弱まり、論理的な扱いや函数としての扱いが強まっていて、『中等数学』とはいちぢるしい対照をなしている。

これらの教科書の発行は「用紙事情」等のために1947年の4月から年末にかけて行なわれ、中には翌年になったものもあるという状態であった<sup>(12)</sup>。加えて新制中学校の多くは校舎の都合がつかず、4月下旬から5月上旬によりやく開校した<sup>(13)</sup>。教員の不足は全国的にはなはだしく、4月30日現在、数学担当教員の場合、所要数に対して18.2%に及んでいる<sup>(14)</sup>。また12月現在で、中学校数学担当本科教員は約2.5倍に増えたが、この内中学校数学の免許をもつ者は、6%ならず、中学校の他の免許をもつ者を入れても1/3余りである。この時、中等学校（新制高等学校相当部分）では有資格者は56.0%、青年学校（同前）では2.7%である<sup>(15)</sup>。

新学制のもとの数学教育はこのような状態の中で発足せざるを得なかった。ある中学校の教師は次のように書いている。「今年の一年生は、一学期の始め教科書<sup>(ママ)</sup>なしで、しかも殆んど何の準備的指示もなしで授業を始めなければならなかった。ただ教科書の内容が最初は“主食の統計”だということ、次が“力とその伝達”だということ、また学習指導要領に示される単元がこれこれだということがいくらかわかっていたというような始末であった」<sup>(16)</sup>

このような暗中模索をくり返しながらも、多くの教師が新学制第2年度の実践を本格的に進めようとしていた時に文部省は「算数数学科指導内容一覧表」を発表した<sup>(17)</sup>。これは先の『学習指導要領算数数学科編（試案）』と比べて大きな変化がある。力学的教材がなくなり、商

業的経済的実務が著しくふえたこと、尺貫法が重視され、ヤード・ポンド法が復活したなどの教材の変化とともに、従来の第9学年の目標を各学年に分配し、第8学年までの教材を9学年に配当しなおしたことで、数学的系統性をくずし教材を「生活経験」を中心に構成する単元学習の道をひらいたことなどである。

この改訂の影響は高等学校にもあらわれている。高等学校の教科課程はこの年10月に普通教科の改訂があった<sup>(18)</sup>が、この時設けられた「一般数学」は「生活経験」を中心に教材を構成するもので「将来、特別進んだ数学的技能をさほど必要としない生徒のためのもの」<sup>(19)</sup>とされた。この時従来の呼称が改められて「解析(1)」「幾何」「解析(2)」となったが、これらの「新制高等学校の体系的な数学の教科は選択になっていて、その必要な生徒がとればよい」<sup>(20)</sup>とされた。なお、「数学は全ての生徒に対してこれらのうち1教科選択必修である」<sup>(21)</sup>。

以上の改訂された教科課程は昭和24年度より実施されることになっていたが、小・中学校の昭和23年度用教科書には1年上の学年に配当される教材が多く、23年度後期はそれらを省いて指導し、翌年度同じ教科書を生徒とともに持ち上がり、残りを指導するといういわゆる「足ぶみ」が行なわれた<sup>(22)</sup>。また高等学校用教科書『数学』幾何篇(2)はようやくこの年8月に発行されたが、「幾何(五単位)の指導内容としては……『数学幾何篇(1)』の内容で足り、『数学幾何篇(2)』の内容の部分は全く自由な立場で指導するもの」とされた<sup>(23)</sup>。このため高等学校では解析幾何は教えられないこととなり、幾何教材の内容は旧制中学校の昭和17年要目の第3学年の水準にとどまった。

戦後のわが国の数学教育はこのような水準から出発した。すなわち教員、施設、設備、教科書などの教育条件の破壊とその後遺症である「学力低下」の現実から出発しなければならなかった。この時、教育水準を大幅に引き下げざるを得なかったことは、戦時下の要求によって引き上げられた水準を維持する必要性が否定されていたとともに、維持する可能性自体も失なわれていたと見るべきであろう。(指導教官 吉田章宏)

## 注

### 第一章

- (1) 小倉金之助『数学教育史』1932 p. 353
- (2) 昭和6年文部省訓令第5号『明治以降教育制度発達史』第7巻 pp. 264—335
- (3) 明治34年文部省令第4号「高等女学校令施行規則」第7条第2項。ただし、大正9年文部省令第15号による改正による。『明治以降教育制度発達史』第4巻 p. 287 及び

第5巻 pp. 362—373

- (4) たとえば小倉金之助「数学教育の改造問題」(『中央公論』1934年10月号掲載、『小倉金之助著作集』以下単に『著作集』と略記) 4. 1973 に収録)をみよ。
- (5) 小倉金之助『数学者の回想』1950『著作集』7. p. 317, 322
- (6) 「科学教育ノ振興ニ関スル件答申」『日本科学技術史大系』10 1966. p. 274所収。
- (7) 塩野直道『数学教育論』1947, 1970再刊 p. 61 (ページは再刊のものによる。以下同じ)。もっとも数学の要目改正の必要性はすでに日本中等教育数学会総会では年1937にとりあげられている。日本数学会編『日本数学教育五十年史』1968. p. 150以下参照。
- (8) 昭和17年文部省訓令第4号「中学校教授要目中数学及理科ノ要目改正」『近代日本教育制度史料』第6編〔19〕第2巻 pp. 462—468 (以下、近6〔19〕② p. 462—468の如く略記)
- (9) 昭和17年文部省訓令第5号「高等女学校教授要目中数学及理科ノ要目改正」近6〔37〕③ pp. 4—42
- (10) 玉城肇によればすでに1937年10月頃から婦人労働者の数が増加し、同年11月には大阪で婦人製図工講習会が行なわれたという。玉城『日本教育発達史』三一新書版 1956 p. 196
- (11) 昭和18年勅令第36号「中等学校令」第一条、近6〔22〕② p. 490
- (12) 昭和18年文部省訓令第1号「中学校規程高等女学校規程実業学校規程制定ノ要旨」近6〔24〕② pp. 505—508
- (13) 昭和18年文部省訓令第2号 近6〔25〕② pp. 508—577。同第3号 近6〔40〕③ pp. 57—159
- (14) 前掲昭和18年文部省訓令第2号 近② pp. 529—530
- (15) 前掲『日本数学教育五十年史』p. 73
- (16) 小倉金之助「科学教育の民主化」(『評論』1946年5月号掲載)、小倉『科学の指標』1946. p. 46『著作集』7所収。
- (17) 以上前掲塩野 pp. 68—69
- (18) この教科書は昭和19年度より国定教科書として4年制のものに再編される。この経緯については、佐藤良一郎先生塩野直道先生記念誌出版編集委員会『数学教育の発展』1963 p. 304—313参照。
- (19) 「文部時報」No. 793 近10〔4〕⑦ pp. 22—26による。
- (20) 「教育ニ関スル戦時非常措置方策」近10〔123〕⑦ pp. 222—224。なおこれは昭和19年勅令第30号「国民学校令等戦時特例」によって法制化される。
- (21) 同前 第二措置 二。なお昭和19年文部省令第4号「国民学校、青年学校及中等学校ノ教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例」近8〔110〕⑥ pp. 134—137参照。
- (22) 昭和19年1月8日閣議決定「緊急学徒勤労動員方策要綱」近10〔7〕⑦ pp. 29—30
- (23) 「中等学校教育内容ノ戦時措置ノ要項」(十九年二月九日発表) 文部省内外政研究会『文教維新の綱領』1944 附録 pp. 23—24
- (24) 歴史学研究会編『太平洋戦争史』5 1973 p. 122
- (25) 近1〔109〕④ pp. 176—179
- (26) 以上、昭和19年5月3日発国第279号「決戦非常措置要綱ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱実施基準並ニ生徒ノ成績評定基準ニ関スル件」近10〔136〕⑦ pp. 257—265 (以下、通牒に限り「S. 19. 5. 3」の如く略記「第J号」を省く)
- (27) 昭和19年文部省訓令第11号「中等学校程度以上ノ学生生徒ノ常時勤勞ソノ他非常任務ニ服スベキ措置ニ関スル訓令」近10〔15〕⑦ p. 47



- (28) S.19.4.27 官総6「学徒勤労働員実施要領=関スル件」(文部,厚生,軍需各次官共同通牒)近10[18]⑦ p.50  
 (29) S.19.7.19動総45「学徒勤労働ノ徹底強化=関スル件」(文部,厚生,軍需各次官共同通牒)近10[35]⑦ p.85  
 (30) S.19.8.10発国454「学徒勤労働ノ徹底強化=伴フ工場事業場等ニ於ケル中等学校教育=関スル件」近10[40]⑦ p.92  
 (31) S.19.8.24発国397「国民学校児童並ニ青年学校生徒ノ勤労協力=関スル件」近10[45]⑦ p.103  
 (32) 「学徒勤労働令」(近10[41]⑦ pp.93—96)による。  
 (33) 「二宮文相談」1944年12月2日付「朝日新聞」  
 (34) 永井文部省総務局長談 同前  
 (35) 1944年12月27日付「朝日新聞」。なお、前掲『日本科学技術史大系』10 資料6—21 pp.276—277 参照。  
 (36) 近10[140]⑦p.273  
 (37) 学徒勤労働員数は下表の通り(文部省『学制八十年史』1954 pp.396—397, 400により作成)。

		1944. 6. 17 現在	1944. 10. 31 現在	1945. 3 現在	
				動員数	動員比率
大学・高等 専門学校	男	—	106,117	147,000	64.5
	女	—	21,496	33,000	62.3
	計	94,294	127,613	180,000	64.1
中等学校	男	435,911	596,805	940,000	78.0
	女	370,122	447,316	689,000	86.1
	計	805,033	1,044,121	1,629,000	81.9
国民学校高 等科	男	—	—	690,000	58.2
	女	—	—	607,000	59.0
	計	—	1,716,833	1,297,000	58.6
合計	男	—	—	1,777,000	68.3
	女	—	—	1,329,000	70.6
	計	899,327	2,888,567	3,106,000	69.2

なお、1945(昭和20)年7月現在340万余人となっている(前掲『学制八十年史』p.402)。

## 第二章

- (1) 近23[2]⑧ pp.448—491  
 (2) 1945年8月19日付「朝日新聞」  
 (3) 昭和20年9月5日勅令第516号「文部省官制中改正」近24[3]⑨ pp.395—396。科学教育局は学校における科学教育についても所管事項の一つとされていたが、この期間は特別科学教育を拡充したほか、科学教育実態調査(第三節注(8)参照)を行うなど全体としては活動の企画の段階であったといえよう。国立教育研究所所蔵「戦後教育資料」Ⅱ及びⅥに含まれる科学教育局関係資料参照。なお、この期間の「科学教育」には明らかに数学教育も含まれているが、これが「理科教育」に限られて扱われるようになった過程は、一つの研究課題となりうると思われる。  
 (4) 大沼正則ほか『戦後日本科学者運動史』上巻 1975 p.16。また「文部時報」No.829 1946年6月号 p.20 以下に当時の論調の紹介がある。  
 (5) S.20.10.1発国169「実業学校指定校設置=関スル件」近28[3]⑩ pp.212—213

- (6) S.20.10.8 通達「男子中等商業学校ヨリ転換セル諸学校ノ取扱=関スル件」近28[4]⑩ pp.213—215  
 (7) この通牒では同時に商業学校生徒として卒業することも認めているが、それには特別専攻科の設置などを指示はしていない。  
 (8) 発国213「中学校高等女学校学徒勤労働員解除=伴フ学力補充=関スル件」近28[5]⑩ pp.215—220  
 (9) 発学49 近28[7]⑩ pp.221—225  
 (10) 高等学校及び大学予科についても同様の措置を決めている(近31[227]⑩ p.220 参照)。もっとも翌年2月にこれら諸学校の修業年限が延長されたため、実施はされなかった。  
 (11) 仲新『日本現代教育史』1969 p.22, 42  
 (12) 発学51 近31[228]⑩ pp.220—221  
 (13) 昭和21年2月23日勅令第102号「中等学校令中改正ノ件」近28[10]⑩ pp.227—229  
 (14) 「当面の教育事項——地方長官会議に於ける説示要旨——」(「文部時報」No.826 1946年3月号 p.5  
 (15) S.21.3.20発学90「中等学校修業年限延長実施=伴フ措置=関スル件」近28[14]⑩ pp.233—234。もっとも科目を含むところの教科の授業時数は一応、示されている。  
 (16) S.21.2.22発学90「中等学校修業年限延長実施=伴フ措置=関スル件」近28[11]⑩ p.230  
 (17) S.21.4.9 発教37「新学期授業実施=関スル件」近31[8]⑩ p.300  
 (18) 昭和21年勅令第102号の付則において、昭和20年度に限り希望者は4学年で卒業できるとしている。  
 (19) ここでは修業年限延長に伴ってとられた措置の全てにわたる評価をするものではない。たとえば今野喜清は修業年限延長を含め、このころまでの学校制度に関する施策は「すべて『旧状=復ス』べきもの」(山内太郎編『学校制度』[戦後日本の教育改革5] 1972 p.21)であったとしているが、昭和21年勅令第102号によって中等学校令本文における男子中等学校と女子中等学校における修業年数の差を認める条項は削除されるなど、「旧状=復ス」とはいえない新たな施策がとられている。また「女子教育刷新要綱」(昭和20年12月4日閣議談話)にみられる「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スル」(近23[9]⑩ p.506)ことへの志向や、これにもとづくと思われる前記昭和21年勅令第102号の規定などは学校制度の積極的な改革をめざすものとして注目されるべきであると思われる。

## 第三章

- (1) 「学校、研究所、図書館、博物館の戦争被害状況(昭和20.8.15現在)」文部省調査局編『教育要覧』1948 p.187  
 (2) 『昭和28年度わが国教育の現状』p.443 附第30表、及び p.311 第187表参照  
 (3) S.18.9.17発総210「学校防空指針」近10[122]⑦ p.222  
 (4) 1947年6月18日付「毎日新聞」  
 (5) 文部省調査普及局編『教育要覧 1951』p.301  
 (6) 前掲『教育要覧』1948 p.163。このうち数学担当教員の無資格者は未詳。  
 (7) S.20.11.7 発科59「科学教育現地実態調査=関スル件」近27[2]⑩ pp.551—555  
 (8) 「昭和二十一年十月 科学教育実態調査報告書(一) 科学教育局調査課」(前掲「戦後教育資料」Ⅱ—101)なおこの報告書は、1945年11月及び1946年7月に行なわれた調査(序言)のうち、「共通と思はれるもののみを抜萃して総括的に取纏めたもの」(結言 p.40)である。  
 (9) 同前 pp.9—10

- (10) 同前 p.4  
 (11) 前掲「戦後教育資料」Ⅱ-1。また前掲S.20.11.7 発科59参照。  
 (12) 前掲「戦後教育資料科」Ⅵ-535「科学教育研究室設置並ニ運営要綱」昭和21年1月25日。なお前掲『日本科学技術史大系』10 p.289 に全文収録。  
 (13) 前掲「科学教育実態調査報告書(一)」p.6  
 (14) 同前 p.4。なお科学教育研究室は昭和21年度においては全国14カ所に設けられた(前掲「戦後教育資料」Ⅵ-535「別紙(一) 昭和二十一年度科学教育研究室実施状況一覧表 21.12.5 科学教育課」〔前掲『日本科学技術史大系』10 p.289—290 に抄録〕による)。  
 (15) 東京都立立川高等学校『七十周年記念誌』1971 p.52  
 (16) 戦後の食糧問題とインフレについては、前掲『太平洋戦争史』6 1973 Ⅱ, 前掲仲新 第一章五, 東京都教職員組合編『都教組十年史』1958などを参照されたい。  
 (17) 前掲S.21.2.23発学90 近② p.229  
 (18) 前掲S.21.4.9発学37 近② pp.297—301  
 (19) 小倉金之助「科学教育の民主化」(「評論」1946年5月号掲載)前掲『科学の指標』pp.50—51  
 (20) 前掲「科学教育実態調査報告書(一)」p.12  
 (21) 同前 p.18  
 (22) ここでいう戦争の後遺症たる「学力の低下」と、のちの1950年前後に行なわれた、いわゆる「学力論争」における「学力の低下」との区別と連関は今後の課題の一つである。

#### 第四章

- (1) 近23〔9〕⑬ pp.506—508  
 (2) 文部省編『教育刷新審議会要覧』1952, pp.28—29  
 (3) S.22.2.17発学63「新学校制度実施準備に関する件」別冊「新学校制度実施準備の案内」近28〔21〕②pp.239—270 など参照。  
 (4) 1947年3月20日刊。本書について、それが試案であり、文部省の著作物であるために法的拘束力はないなかったとすることが通説のようである(平原春好『日本の教育課程』1970, 教育法規研究会編『学習指導要領の法的批判』1970など参照)が、一概にはいえないように思われる。少なくとも、発行当時、文部省は単なる「手引き」としてのみは位置づけていない。S.22.7.25 発学110「学習指導要領の解釈及び適用について」において、「その通りの実行を求めているわけではない」が、「指導上の基準を示したものであって『これに準拠して指導計画を立てる場合には、その解釈が正当でなければならない』とし、文部省の見解を公式に示している(近27〔26〕②p.59—63)。このほか、青木誠四郎「学習指導要領について」(「文部時報」No.834, 1947年4月号), 同「学習指導要領」(前掲『教育要覧』1948, p.94 以下)なども参照のこと。  
 (5) 1947年5月15日刊。  
 (6) 以上, 同前 p.1 参照。  
 (7) 同前 第3章参照。  
 (8) 前掲 S.22.2.17発学63 近② p.253  
 (9) 「新制高等学校教科課程に関する件」近28〔40〕② p.300—321。これは『学習指導要領』一般編第三節の補遺として(近②p.300) 出された。本通牒の全体にわたる評価は改めて行なり予定である。なお、教科、科目の区別はS.24.6.25発初33「高等学校教科課程の一部改正について」(近28〔64〕② pp.415—417)によるものであり、本稿では当時の呼称に従った。

- (10) 小倉金之助, 鍋島信太郎『現代数学教育史』pp.438—439(黒田孝郎執筆部分)参照。  
 (11) 高等学校用教科書『数学』の教材が旧制高等学校の教授要目にも見いだされる(たとえば, 昭和17年「高等学校高等科臨時教授要綱」近7〔534〕④ pp.386—390 参照)が、この時期は中学校の要目と内容上, 重複があり, これをもって旧制高等学校の程度を新制高等学校にとり入れたと言えるかどうかはなお検討の余地があると思われる。  
 (12) S.22.7.14発学94「再び教科書の供給に関して」近31〔27〕② p.331—337 など参照。  
 (13) 山内太郎編『学校制度』(戦後日本の教育改革5)1972 p.299 松崎巖執筆部分による。  
 (14) 前掲『教育要覧』p.164 昭和22年度所要数15,915名に対し不足教員2,898名となっている。  
 (15) 数学担当本科教員数 昭和22年12月1日現在

	(新制)中学校	中等学校	青年学校
総 数	人 33,937 (100.0%)	人 6,757 (100.0%)	人 4,356 (100.0%)
当該学校の 数学免許状 をもつ者	1,842 (5.4)	3,788 (56.0)	116 (2.7)
“他教科”	9,845 (29.0)	1,166 (17.3)	697 (16.0)
免許状のない者	22,250 (65.6)	1,803 (26.7)	3,543 (81.3)

備考 ①新制中学校仮免許状を含まず, また, 有資格者は免許状をもつものとした。

②文部省調査局『昭和22年2月1日現在学校教員調査報告 学校教員の総括』第12表「免許状の有無別担任教科別教員数(本科教員)」により作成した。

- (16) 前掲『日本数学教育会五十年史』p.80  
 (17) S.22.6.2 発学92「小中学校の学習指導要領算数・数学科編の第3章『指導内容の一覧表』の訂正について」この通牒は未見であるが, これによって「算数数学科指導内容一覧表(算数数科学習指導要領改訂)」が発表されたことは, S.23.8.25 発学124「昭和二十三年度における算数数学科教科書の取扱いについて」(近31〔42〕② p.356—358)によって知られる。通牒の表題は「文部時報」No.851(1948.8) p.29 によった。なお, この「一覧表」は, 一般に昭和23年9月30日発行とされている(たとえば近34〔17〕② p.67, 前掲『日本数学教育会五十年史』p.81参照)がこれは冊子として独立に発行されたものの日付である(前掲「戦後教育資料」Ⅱ-77参照)。  
 (18) S.23.10.11発学448「新制高等学校教科課程の改正について」近28〔57〕②pp.400—401。なお職業に関する教科の改正はS.24.1.10 発学10「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」近28〔60〕②pp.408—412 によって行なわれた。  
 (19) S.23.11.10発学160「高等学校数学科一般数学の指導内容について」近28〔58〕② pp.402—407  
 (20) 文部省学校教育局編『新制高等学校教科課程の解説』1949. pp.14—15  
 (21) 前掲 S.23.10.11発学448  
 (22) S.23.8.25 発学124「昭和二十三年度における算数数学科教科書の取扱いについて」近31〔42〕② pp.356—358  
 (23) S.23.8.19 発学118「新制高等学校教科書数幾何篇(2)の取り扱いについて」近31〔40〕② p.355